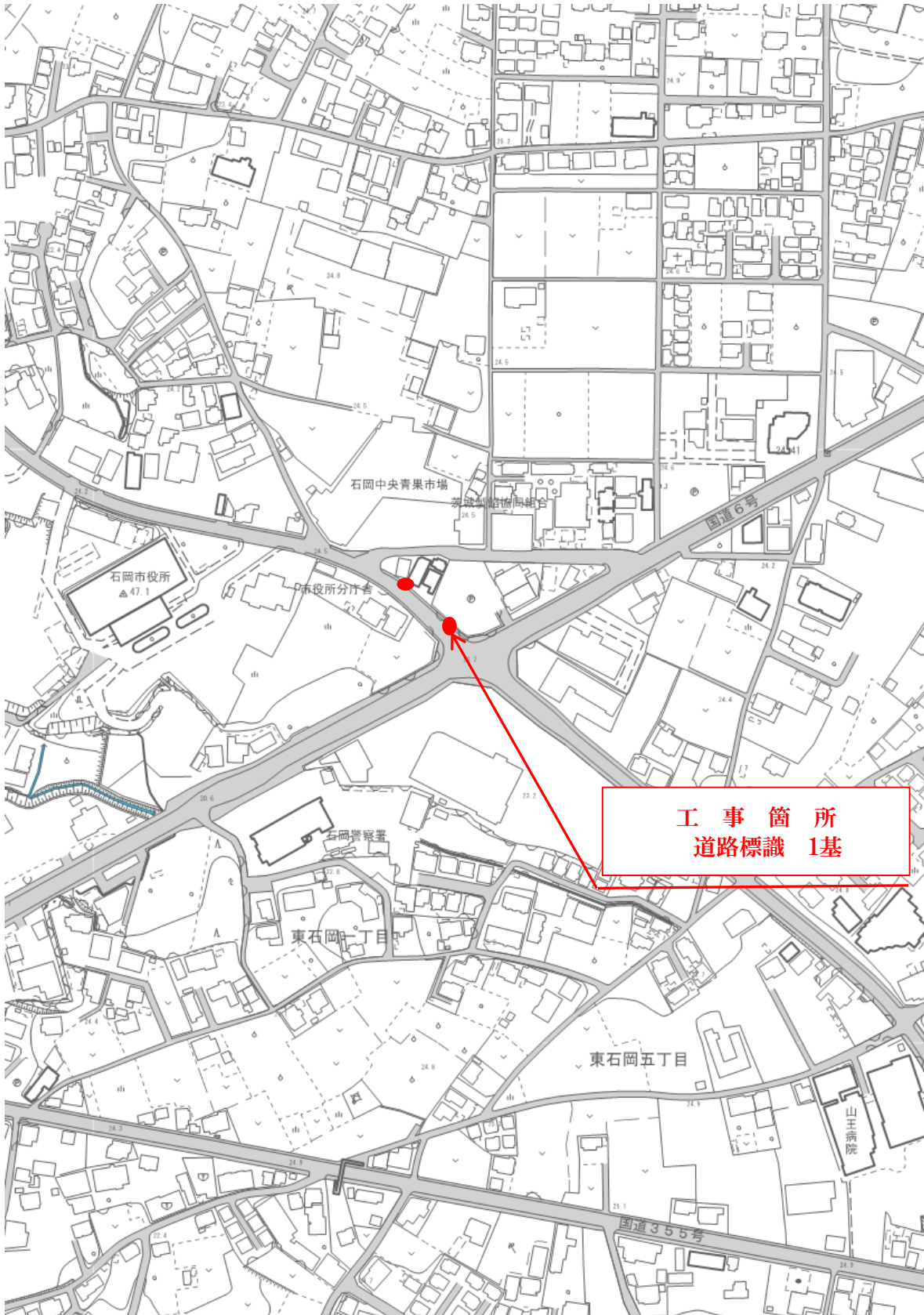


工事起工 概要書

部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	係員	審査員	設計者							
執 行 年 度	平成 2 9 年度													
工 事 番 号 工 事 名	2 9 国補・市道A 0 1 1 4 号線 道路標識修繕工事													
工 事 場 所 又は履行場所	石岡市 石岡一丁目 地内													
施 工 方 法	請 負					原契約年月日	年 月 日							
工 期 又 は 履 行 期 間	平成 年 月 日 から平成 3 0 年 3 月 3 0 日 まで 日間													
受 注 者														
費 目	起 工	第 1 回変更	増 減 (△)	変更請負に付する工事価格 =変更積算工事価格×請負比率 請負比率: $\frac{\text{起工(前回変更)時の請負決定額}}{\text{起工(前回変更)時の積算額}}$ (小数第 7 位切り捨て 6 位止め) 変更積算工事価格 — 円 請負比率 — 変更工事価格 — 円										
起 工 額														
請負(委託) に付する額														
工事(業務) 価 格														
測量試験費 又は工事雑費														
消費税相当額														
請負(委託) 決 定 額														
工 事 概 要														
内 容			規格 1	数量 1	単位 1	規格 2	数量 2	単位 2	規格 3	数量 3 単位 3				
道路標識撤去設置 (方向方位) 広角プリズム型 1 基														
変更理由														

位 置 図

29国補・市道A0114号線道路標識修繕工事
石岡市 石岡一丁目 地内



特記仕様書

(総則)

第1条 本特記仕様書は、石岡市の発注する建設土木工事に適用する。

2 本特記仕様書は、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書(以下、「共通仕様書」という。)を補完する。

(工期)

第2条 工期は、契約書の翌日から平成30年3月30日までとしているが、繰越手続きが認められた場合には工期を変更する予定である。また、想定している標準工期は90日間である。なお、休日等には日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季期休暇のほか、作業期間中の全土曜日を含んでいる。

(工事数量)

第3条 工事数量は、別冊工事設計書内に記載されたとおりとする。

(工程関係)

第4条 工事施工の作業時間帯は、下表を標準とすること。なお、作業時間帯の変更を要する場合には、速やかに監督員と協議すること。

工 種	作業時間帯	期 間
全工種	作業開始 9時00分 作業終了 17時00分	工期期間内

(建設資材)

第5条 使用する資材のうち、下表の工種には、茨城県リサイクル建設資材を使用すること。なお、指定されたりサイクル建設資材の調達が困難な場合は、監督員と協議すること。

工 種	リサイクル建設資材	規 格

(建設機械)

第6条 使用機械のうち、バックホウについては、排出ガス対策型の第1次基準値以上のものを使用すること。

2 排出ガス対策型機械の調達が困難な場合は、監督員と協議すること。なお、排出ガス対策型機械を使用しないこととなった場合、契約変更の対象となることがある。

第7条 使用機械のうち、バックホウについては、低騒音(低振動)型建設機械を使用すること。

2 低騒音(低振動)型機械の調達が困難な場合は、監督員と協議すること。なお、低騒音(低振動)型機械を使用しないこととなった場合、契約変更の対象となることがある。

(過積載の防止)

第8条 本工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 積載重量制限を超過して工事中資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等にあつ

ては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

- (4) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不正表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。また、これらの車両を工事現場に出入りさせないこと。
- (5) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長するような行為をしないこと。
- (6) 取引関係のあるダンプカー事業者が不正行為(過積載、さし枠装着車や不正表示車等の使用)を行っている場合には、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (7) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (8) 下請契約の相手方や資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に対する配慮に欠ける者やダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

第9条 工事の施工にあたっては、別添図面のとおり、交通誘導員及び保安要員を配置し、一般交通等に支障のないよう十分注意して施工すること。なお、現道等に関わる工事又は業務において交通誘導員の配置が必要な場合には、交通誘導員Bを必要員数配置するものとし、かつ上記指定箇所の場合には内1人以上交通誘導員A(有資格者)を配置するものとする。なお、交通誘導員は警備業者の警備員としているが、やむを得ない理由により受注者がこれを確保できない場合には、上記以外の者が交通誘導を行うことを認め、交通誘導に支障が無いよう指示書で指示するものとする

(発生土の処理)

第10条 該当なし

(不正軽油の使用防止)

第11条 本工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- (1) 現場で不正軽油を使用しないこと。
- (2) 現場で不正軽油を使用させないこと。
- (3) 不正軽油を購入しないこと。
- (4) 取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 下請契約の相手方、または燃料納入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者、または不正軽油を販売する者を排除すること。
- (6) 県税事務所職員による使用燃料の抜き取り調査に協力すること。また、調査の際には、現場代理人が立ち会うこと。
- (7) 当該工事に関して、法令(地方税法等)に違反していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告すること。

(隣接工事との諸経費の調整)

第12条 該当なし

(労働安全衛生法等の遵守)

第13条 請負人は、共通仕様書1-1-34に基づき、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、特に次の事項に留意すること。

- (1) 受注者は、高所作業における作業床、囲い、二段手すり、幅木、防網の設置、作業員の安全帯の使用、悪天候時の作業禁止、照度の保持、踏み抜きの防止、不

用のたて杭等における危険の防止，昇降設備の設置，墜落危険箇所の立入禁止等により，墜落・転落災害の防止措置を講じること。

(2)受注者は，建設機械による作業に先立ち，当該建設機械の転落，地山の崩壊等による作業員の危険を防止するため，地形や地質の状況等を調査し，作業計画を定めてから作業を行うこと。また，作業中は，機械の制限速度，転落・接触等の防止，誘導者の合図，運転者が運転位置から離れるときの措置，機械の移送，搭乗・使用の制限，修理等について，関係法令を遵守すること。

(3)受注者は，地山の掘削作業に先立ち，地山の崩壊や埋設物の損壊等により危険を及ぼすおそれのあるときは，作業箇所及び周辺の地山について調査し，掘削の時期及び順序を定めて作業を行うこと。また，土砂崩壊災害の防止等のため，手掘り掘削における掘削面の勾配や土止め支保工，防護網の設置，作業員の立入禁止，埋設物等による危険の防止，掘削機械等の使用制限，誘導者の配置，保護帽の着用，照度の保持等について，関係法令を遵守すること。

(4)受注者は，建設機械の操作や玉掛け作業を，法令で定める免許を有する者，または技能講習や特別教育修了者に行わせること。

(5)受注者は，掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業を行う場合，地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を終了した者のうちから，地山の掘削作業主任者を選任しなければならない。

(6)受注者は，土止め支保工の切り梁，腹起こしの取り付け，取り外し作業を行う場合，地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから，土止め支保工作業主任者を選任しなければならない。

2 受注者は，監督員より作業員の免許等の提示を求められたときは，協力すること。

(疑義)

第14条 本工事の施工及び設計図書等に疑義が生じた場合には，監督員と協議のうえ，その指示に従うこと。

(その他)

第15条 本工事では，看板や照明灯等を適切に設置し安全対策を施すこと。

工 事 数 量 総 括 (内 訳) 表

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	数量	単位	金 額	細 別 内 訳	
道路維持				式			
			1				
標識工				式			
			1				
大型標識工				式		標識基礎	1.000 基
			1			片持標識柱	1.000 基
						標識板	1.000 枚
構造物撤去工				式			
			1				
標識撤去工				式		標識撤去	1.000 基
			1				
仮設工				式			
			1				
交通管理工				式		交通誘導警備員	2.000 人日
			1				
直接工事費計				式			
			1				
共通仮設費（率計上）				式			
			1				
共通仮設費計				式			
			1				
純工事費				式			
			1				
現場管理費				式			
			1				
工事原価				式			
			1				
一般管理費等				式			
			1				
工事価格				式			
			1				
消費税相当額				式			
			1				
請負工事費				式			
			1				

本 工 事 費 内 訳 書

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
道路維持									
標識工									
大型標識工									
標識基礎						基			
					1.000				
標識基礎設置(片持式・門型式) 基礎の形式(片持式の基礎), 基礎の規格(4.0m3未満), 時間的制約を受ける場合の補正(無), 夜間作業の補正(無), 地下構造物等の障害(無)						m3			
					0.230				
ポールアンカー 100型V H=150~400						t			
					0.400				
抵抗板付鋼製杭基礎工 打込または引抜 施工条件Ⅱ						式			
					1.000				
片持標識柱						基			
					1.000				
標識柱設置(片持式) 柱の質量区分(400kg以上／基), 柱材料の規格(亜鉛メッキ), 柱1基当り質量(実数入力)(406 kg/基), 施工規模加算(1基), 時間的制約を受ける場合の補正(無), 夜間作業の補正(無)						基			
					1.000				
標識板						枚			
					1.000				
標識板設置(案内標識[路線番号除く]) 作業内容(新設), 標識板の規格(2.0m2以上), 反射シートの種類(広角プリズム), 施工規模加算(10m2未満), 時間的制約を受ける場合の補正(無), 夜間作業の補正(無), 標識板の裏面塗装(無)						m2			
					3.000				
構造物撤去工									
標識撤去工									

本 工 事 費 内 訳 書

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
標識撤去						基			
					1.000				
標識柱撤去(片持式・門型式) 柱の種類・規格(片持式 400kg未満／基), 施工規模加算(1基), 時間的制約を受ける場合の補正(無), 夜間作業の補正(無)						基			
					1.000				
標識板撤去(案内標識)(路側式・片持式・門型式) 標識板の規格(2.0m2未満), 施工規模加算(10m2未満), 時間的制約を受ける場合の補正(無), 夜間作業の補正(無)						m2			
					1.000				
スクラップ ヘビーH1						t			
					0.400				
仮設工									
交通管理工									
交通誘導警備員						人日			
					2.000				
交通誘導警備員B 作業区分(昼間勤務(交替要員無し))						人日			
					2.000				
直接工事費計									
共通仮設費(率計上)									
共通仮設費計									
純工事費									
現場管理費									
工事原価									
一般管理費等									
工事価格									

本 工 事 費 内 訳 書

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
消費税相当額									
請負工事費									

平成29年度

29国補・市道A0114号線道路標識修繕工事

数量計算書

元設計数量総括表

設計書名：

事業区分：道路維持・修繕・雪寒

工事区分：道路修繕

[illegible]

元設計数量総括表

設計書名：

事業区分：道路維持・修繕・雪寒

工事区分：道路修繕

[illegible]

